

Title	チャールズ・ダヴナントの「信用」論：その特徴と変容
Sub Title	Charles Davenant on credit
Author	伊藤, 誠一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1995
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.4 (1995. 1) ,p.600(92)- 620(112)
JaLC DOI	10.14991/001.19950101-0092
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0092">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0092</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# チャールズ・ダウナントの「信用」論

—その特徴と変容—\*

伊藤 誠一郎

## 1 はじめに

名誉革命期は Dickson が “Financial Revolution” と呼んだり、Horsefield が “Monetary Experiment” という言葉を使って説明しているように、金融史上画期的な時期であったことはこれまでの研究史からも明かである。<sup>(1)</sup>この時期多量の、そして多様な紙券（papermoney）が流通しはじめ、さまざまな信用関係が展開し、公信用制度も着実に発展を遂げつつあった。そうしたなかで多くのパンフレッティアーたちはさまざまに金融問題をとりあげて論じてきた。Horsefield [38] の巻末の目録にある当時の金融問題を扱ったパンフレットの量の多さ、テーマの多様さからみても、当時金融問題が重要なトピックのひとつであったことがわかる。このような多量かつ多様なパンフレットにもそれらの論点に一定の傾向があったといえる。まず第一に、当時まさに革命的に広まりつつあった金融システムがはたして貨幣不足を解決するのだろうかという点。第二に、公信用を中心としながら当時の金融システムがつくりだした諸利害関係（interests）をめぐって。第一点については、当時なお貴金属鑄貨をもって唯一の通貨と考え、「信用（Credit）」に対して否定的な立場にたつ人もあったが、ダウナントを含む多くの論者は紙券信用が貨幣不足を解決しようと

\* 本稿は1993年5月に経済理論史研究会において報告した内容に加筆、訂正をしたものである。その際大倉正雄氏から貴重なコメントを多くいただいた。記して感謝したい。

(1) ここでは金融史といった場合、財政史をも含めた広義の意味でのそれをさしている。わが国では広範な商業信用の展開、そして手形割引による銀行券の発行のための近代的商業銀行の設立、といった「近代的」信用制度の成立（イングランド銀行設立に代表される）という視点からの研究が大塚 [16]、関口 [23] らによってなされ、Clapham [29] もこうした視点から受容されてきた。しかし、最近ではさきあげた二人をはじめ、より実証的な研究がなされ、またそれにしたがって当時のより複雑で多様な金融システムが明らかにされつつある。たとえば近年では Dickson [31] の影響のもと、Jones [39] のように戦時財政との関連での金融史研究が盛んである。わが国でも最近大倉 [14] [15] の一連の研究にみられるように金融史における戦時財政の意義が強調されつつあるように思われる。他方紙券信用の展開という視点からは Horsefield [38] や杉山 [21] が膨大な資料を用い、詳細な検討をしている。

考えていた。Heckscher [37] はこれを“papermoney mercantilism”と呼んだ<sup>(2)</sup>。第二点については、膨大な額の戦費調達に必要な長期債の大量発行をもたらした、それはさらに moneyed interest といわれる利子所得者階層をつくりだした。当時この政策がもたらした金融システムは多くの論争をもたらした<sup>(3)</sup>。

チャールズ・ダヴナントはまさにこのような時期にパンフレッティアーとして活躍し、いまあげたいずれの論点にもかかわっていた。彼の意見は端的にいってしまえば第一点に関しては信用は貨幣不足を解決し得るし（4節）、また第二点に関しては後にみるように反 moneyed interest 陣営の代表的なパンフレッティアーのひとりであった（5節）。このように彼自身の主張点そのものとしては決して当時特異な、もしくは独自性のあるものであったというわけではない。ここで筆者が彼の「信用」を論ずるのはその「信用」論自体の独自性を検討したいからではなく、それが当時のほかのパンフレッティアーのそれとことになって、彼自身の統治論という体系のなかで論じられていたからである。ほとんどのパンフレットが時論にとどまっていたなかで彼の「信用」論はそうではなかった<sup>(4)</sup>。それは一定の方法をもったかなり明確な体系のなかで論じられていた。すなわち、彼は富の増大のためには賢明な統治が必要と考え、なかでも「信用」ないし財政とトレードは重要な統治の対象であった。前稿 [11] で示したように、彼にとってトレード、財政、鑄貨、戦争といったものは賢明な為政者 (statesman) によって導かれなければならないものであり、その方法は政治算術であった。前稿では主に賢明な統治のなかでもトレードが扱われ、その「監督と保護」が論じられた。ここではその続編として彼の「信用」論がその統治論のなかでどのような位置づけにあるのかをみたい。彼の「信用」観の変調が単なる時論としてのそれではなく、彼の一貫した体系のなかでこそむしろ理解できることを確認したい。

ここでは1695年から1701年までのあいだの時期に限定してみておく。以下まず当時の金融、財政の状況を簡単にみて、彼の「信用」論を検討し、そしてその特徴がもたらした彼の「信用」観の変調をみていく。

## 2 名誉革命期の金融と財政

1689年にウィリアム三世が即位するとまもなくフランスとの戦争が始まり、戦費は当初短期債に

- 
- (2) papermoney mercantilism については Heckscher [37]、杉山忠平 [21] を参照。
  - (3) これに関しては最近政治史、もしくは政治思想史との関連で研究が盛んである。Pocock [49]、Kramnick [41] 参照。またわが国では(1)で触れたように大倉 [12] [13] [14] [15] が詳しい。
  - (4) 当時のパンフレットについては先にも触れたように Horsefield [38]、杉山 [21] が詳しい。杉山は多くの銀行設立案をとりあげているが、それらの当時の多くのパンフレットは貨幣不足という事態のなかで書かれた時論的色彩の濃いものであった。Letwin [43] は「科学的」経済分析の萌芽をペティ、ノースらに見ているが、広い意味でダヴナントもその一人にあげられるべきだと思われる。

よってまかなわれてきたが、戦争の長期化につれて、長期の政府借入れ制度が導入されるにいたった。「この公的借入制度は、その発展のはやさと主要かつ副次的な効果の重要性において、まさに財政革命 (Financial Revolution) の名に値するものであった」<sup>(5)</sup>。

それまでの政府の借入れは主に短期のそれ、すなわち、割符 (Tally) や支払い指図証 (Order of Repayment) によるものであった。そしてなによりもこれらに特徴的なのは、流通性を有し、通貨としての役割をも担っていたということである。割符とは十二世紀のころからある国庫への貸し上げ金の受け取り証であり、それには債務割符 (Tallies of Loans) といわれる国庫への貸し上げ、つまり国庫の債務の証明書で返済財源を固定しないものと、先取り割符 (Tallies of Anticipation) という国庫の収入、つまり租税の先取りの受領証で返済財源を固定するものがあった。やがて両者ともに返済財源は固定され、流通手段として機能するようになった<sup>(6)</sup>。この返済財源はダヴナントが “fund” と呼び、それを十分に備えることを強く主張したものである。また Horsefield は “business credit” が不完全なところでは政府の credit が利用されたとし、その例として割符をあげている。後にみるように、ダヴナントは割符を貨幣不足を解消する「信用 (credit)」の主要なものとして考えている。また、多くの論者がとくに支払い指図証についてしばしば国家紙幣の原型としてとりあげている。いずれの論者も、もし1672年の国庫停止がなかったならば、少なくとも発券の権限を持った中央銀行の設立は遅らされていたであろうと推測している。イングランド銀行の設立の後もすぐにすべての紙券流通がイングランド銀行券によって覆いつくされたというのではなく、ダヴナントが著作活動を展開した名誉革命直後にはイングランド銀行券の他に割符、内国手形、金匠銀行券が流通していた<sup>(9)</sup>。

ところで近代的な信用制度における銀行券の誕生という金融史的な視点からすればイングランド銀行の設立には重要な意味があるし、またたしかに当時においてもイングランド銀行券の登場は大きな意義をもっていた。しかしさらに重要であったその役割は発券銀行としてのそれ、すなわちイングランド銀行券という紙券の登場ではなくむしろ政府の銀行としてのそれであった。当時の金融と財政を知る上で、我々は、今見たような通貨の状況のみでなく、それと深くかかわり合いながら展開した財政政策にも注意する必要がある。例えばイングランド銀行の設立は当時の通貨の状況に大きな影響を与えたというより、むしろそれによる長期債引き受けが戦費調達を容易にしたという財政上の影響がむしろ強かったことも忘れてはならない。

そしてさらにこのイングランド銀行設立をはじめとする財政革命は社会的にも大きな影響をもた

---

(5) Dickson [31] p.12.

(6) 割符については仙田 [25] pp.11-15を参照。

(7) Horsefield [38] p.114参照。

(8) Hargreaves [36] 訳 p.9, Clapham [29] pp.11-12訳 p.15, Show [55] 参照。

(9) Horsefield はダヴナントの資料をもとに当時の鑄貨、紙券を含めた通貨量をまとめている。Horsefield [38] p.14, p.256参照。

らした。財政革命で最大の事件である1694年のイングランド銀行設立や1698年の新東インド会社の設立は、国家の長期借入れ政策を側面から援護するものであった。<sup>(10)</sup>これらの会社による長期債引き受けによって可能となった、政府への長期貸付制度の急速な発展は、多くの公債保有者＝債権者（利子所得者）を生みだし、かれらは moneyed interest と呼ばれた。

ダウナントの著作活動の開始とほぼ時を同じくする財政革命がどのようなものであったかは、長期債の急増という数値が示している。債務残高額についてみると、『公収入交易論』の第一部が出された1697年と、露骨なジャントウ批判のパンフレット “The True Picture of a Modern Whig” の書かれた翌年の1702年では、それぞれ、1,452万2,925ポンドと1,276万7,225ポンドであり、その絶対額としてはむしろ減少しており、それが爆発的に増大するのはスペイン継承戦争が始まってからのことである。<sup>(11)</sup>しかし、その内訳を見てみると、相違点がはっきりしてくる。1697年の債務残高1,755万2,544ポンドの内訳は、短期債（割符）が958万2,544ポンド、長期債が477万ポンド、一時借入金その他320であり、大部分が短期債や一時借入金などの短期的債務である。他方1701年の国家債務は、合計1639万5000ポンドのうち、永久債が967万8,000ポンド、その利払いが76万1,000ポンド、有期年金が288万4,000ポンド、その利払いが31万ポンド、流動債が383万1,000ポンド、その利払いが24万ポンドであり、そのほとんどが、永久債や有期年金など長期の債務で、しかもその利払い額もかなり大きい。その比較をすれば、戦後のわずかの時期に長期債務の割合が短期債務に比べてかなり増えていることがわかるし、またそれによって利払いも長期化されることが読み取れる。ここから結論されることは、1697年から1701年までのあいだにその永続性を与えられた利子生活者層、つまり一階層としての moneyed interest が確立されたということである。この moneyed interest とそれを生みだした財政革命を遂行したジャントウ・ウィッグこそがダウナントの批判の対象であり、長期債の累積とそれともなう moneyed interest の台頭はダウナントの著作に影響を与えた。<sup>(14)</sup>

財政革命はなによりも戦費調達のための目的でなされたのであるが、その方法はトンチン式年金など様々な形の長期公債の発行であり（ここに “revolution” の意義があるのだが）、その利払いのために内国消費税を引き当てとした基金（fund）が設けられた。こうした政府への貸し付けのやり方は “fund of credit” といわれる。ダウナントは “fund” ということばを割符の返済の財源として使っ

---

(10) Hargreaves [36] pp.8-10訳 pp.14-16参照。

(11) Hargreaves [36] p.291訳 p.295。

(12) 大倉 [12] 参照。これはダウナントの資料を大倉氏がまとめたものである。このダウナントの原資料は [5] p.237にある。

(13) 舟場 [26] p.101参照。両者は資料が異なるので単純には比較できないが、その内訳の比率の比較は一応可能であろう。

(14) moneyed interest とコート派であるジャントウ・ウィッグとの関連については前稿 [11] を参照されたい。

ているが、ここでいうそれはダヴナントのそれとは異なり、長期債の利払いのための基金であり、それは永久化され、さらに公債そのものをさすようになっていった。<sup>(15)</sup> このことは後にみるダヴナントの「信用」論との関連で注意されたい。

### 3 ダヴナントの「信用」論

ダヴナントの「信用」論の特徴はまず第一に、「信用」のなかでも割符がその主要なものであり、ダヴナントがいうその「基金 (fund)」が十分であることが「信用」の健全性の第一条件となっているということにある。すなわちかれのいう「信用」とは財政と深い関係を持ち、賢明な財政による「基金」の適切な運営なしには「信用」そのものが危ういとさえいえる。しかし、それは逆からいえば、そうした意味における賢明な財政によって「信用」は十分に活用することができるということであり、それは彼が財政問題を重要視した最大の理由であると言っていいだろう。実際彼は「信用」という問題を、財政を司る為政者 (statesman) の統治の問題として論じさせており、ここに彼の統治論の体系の中における「信用」論の位置づけがわかる。<sup>(16)</sup> また紙券信用論そのものとしても国家財政と深く関わる割符という短期債を「信用」の代表と考えていたという点で、他の多くのさまざまな銀行設立案等とは異なっている。<sup>(17)</sup>

以下ではかれが自らの「信用」論をまとめあげた『公収入交易論』第一部第二考の説明を中心にかれの「信用」論を説明していきたい。

1695年の『鑄貨論草稿』(Memorial Concerning the Coyn of England) や1696年の『信用論草稿』(A Memorial Concerning Credit and the Means and Methods whereby it may be Restored) では「信用」の必要性が、戦費の膨張による貨幣不足を解消するためとされていたが、『公収入交易論』ではより体系的な議論の中で位置づけられている。そこでは公収入と交易が、いかにうまく運営されるべきか、という問題設定の中で、「信用」は、トレードや収入の基礎として、「巨大エンジン」として描かれる。彼が「信用」をいかに重視していたかは、『公収入交易論』の構成からも読み取れる。そこでは公収入論や交易論をさしおいて、方法論である冒頭の政治算術論の次に「信用」論がきている。

彼は『公収入交易論』第一部第二考「信用、そしてそれが復興されるような手段と方法について」を、「収入や交易について、より詳細に扱う前に、収入や交易がきわめて依存している信用の状態についてみておくのも場違いではないだろう」([5] p.150) というようにはじめている。この

---

(15) Hargreaves [36] ch.1参照。

(16) ダヴナントの「統治」に関しては拙稿 [11] 参照。

(17) 先にも触れたように当時のさまざまな紙券信用論や銀行設立案に関しては、杉山 [21] が参考になる。

ように、ダウナントは「信用」論を、公収入や取引を論ずるための基礎として位置づける。彼は「人間の心にあるものすべての中で、信用ほど見事ですばらしいものはない」([5] p.151) としており、「信用」への評価はきわめて肯定的であり、積極的である。彼は次のように「信用」は社会にとって不可欠なものと考えられている。「実物のストックで取引をするような商業国民はかつて存在したことがなく、また存在し続けることもなかったこと、そして、互いの信頼や確信が、服従、愛、友情、会話のやりとりと同様、人々を互いに結びつけ、そして引きつけるのに必要だということ、人々は見いだすであろう。そして、だれにも頼ることができないとき人がいかに弱いかということを経験が教えるとき、人は、互いに助けようとし、そして、隣人の助けに訴え、再び徐々に信用を流布するにちがいない。」([5] p.152)

さらに「信用」に対する比較的楽観的な態度も読みとれる。「賢明に国務を司ることによって、または武勇や戦場での行状によって人々が得る名声や信望に信用は非常によく似ており、多くの場合ほとんど同じである。有能な為政者 (able statesman) や、偉大なる指導者 (great captain) は、何らかの不運や事故、過失、不幸によって、不興を被り、現在の人気や評価を失うが、しかしやがて、輝しき値打ちがあり、功績の真の蓄積があるのならば、それは取り戻されるであろう。同じように、信用もしばらくは身を潜め、いくつかの困難のもとで難航するであろうが、しかし安全で健全な基礎が根底にあればおそらく回復するであろう。」([5] p.151) これは、後に彼がいった「紙券信用は鎮静剤にすぎない」、という悲観的な態度とは全く逆である。つまり、「信用」は確かに、脆くて崩れやすいものであるが、いつかは回復するという。

彼は、「信用」の存立のための条件について次のようにいっている。「我々が公人または私人を信頼するのを止めるのは、我々が彼らの行為に欺瞞や不誠実を感じる時、または彼らの仕事に見込みのないときのみである。しかし国家の何らかの事故のみによって通常の支払いが妨害されるときや、政府と諸個人が解放されることに最大限の注意を払うとき、そして、すべての要求をみたすのに十分な基金 (fund) があることが明らかにされるときには、人々の心は穏やかになり、そして満たされるであろうし、相互の便益は、互いに助け合うことの欲求へと人々を導くであろう。…/もし、過去の、およびこれからの負債が、大きすぎて切り抜けれられないというようであれば、またもし、国制のどの部分にも、政府への信頼 (public faith) を侵害されないようにしておく欲求や真の努力がはっきり見られるならば、そして最後に、もし、これからつくられる基金が十分であるならば、最近作り出された、そしていまなお静止したままの信用が、単に生き返るだけでなく、現在も将来も政府やイングランドの交易部門を有効に助けるほどに拡大されるだろう。」([5] pp.151-2) ここでは「信用」の回復の条件を、それはあくまで政府への「信頼 (faith)」としながらも、その具体的な証は政府の公信用の適切な運営、すなわち「十分な基金」として<sup>(18)</sup>いる。

(18) 通常「基金」といった場合長期債の元本や利払いのためのそれをさすことが多いが、ここでの“fund”は割符のそれであって異なるがここではそのまま「基金」という訳をつかった。“fund”の

そしてそれは政府の「真の努力」によってなされるのであり、もし政府がそうした「努力」をせず、人々の「信頼」を裏切るようなことがあったらどうなるかということ、ダヴナントは次のように説明する。「もし国家の負債が限度を越え膨張してしまえば、もし人々の財産〔公債〕にまったく政府の注意がおかれてないと人々がみるならば、もし利子をほとんど払わず、そして将来にほとんど元金を残さないような基金が認可されるのを人々が見いだすとき、…人々はその財産をできるだけ政府の所有から彼ら自身のもとへととりかえすであろう。」〔5〕 pp.152-3) これは長期債政策がダヴナントのいう「基金」を不十分なものにしてしまったことへの批判である。<sup>(20)</sup>このような政策は政府への信頼を、ひいては「信用」を侵害することになる。

このように彼のいう「信用」は、「政府への信頼」もしくは公債の「十分な基金」をその存立条件とする。では、なぜ彼はそれほどまでに財政と「信用」の関連を強調するのであろうか。また、「十分な基金」とは具体的に何をさしているのであろうか。

「国庫は信望を獲得し、そしてこれらの基金にもとづいて取り決められた割符は容易な条件で銀行で割り引かれたので、しばらくのあいだ、それらの割符は、もっと良い財源 (foundation) をもったときと同じくらいよく通用した。」〔5〕 pp.154-5) ダヴナントがこのようにいうとき、かれが割符を流通する紙券の一つとして考えていたことがわかる。「今後契約される負債も同じように、艦隊や兵器やシヴィル・リストの支払い、または貯蓄や実際に貸される貨幣の返済にむけられるよう提案されるような割符は、毎年利子や元金の一定率を返済していくような財源にもとづいているべきである。もしそうした財源が見いだされ、利用されるならば、それに基づいて取り決められた割符は、その分だけ王国の新たなストックとなるだろう。そして、割符はそれ自身利子付きなので、おそらくやがて貨幣それ自体より評価されるだろう。」〔5〕 p.154) こうした財源、すなわち「基金」のある割符をダヴナントは通貨として重視し、さらに次のようにいって割符を紙券信用の要として位置づけている。「もし割符がそうした評価や価値をうることができるのなら紙券信用はもちろん復活するだろう。」〔5〕 p.154)

このように彼が具体的に想定している「信用」とは、割符のことであり、当然その流通を支えるもの、彼のことばでいえば「良い基金」が必要となってくるのである。となればいま見たように、「良い基金」の設置は当然「信用」が維持されるために必要であり、またそれは国家の財政政策に強く依存することとなる。ここに彼の「信用」論が彼の統治論と深く関わっている理由が見いだされる。彼にとって「信用」という「巨大エンジン」は、彼が富の源泉と考えるトレードの基礎であり、その「信用」は結局のところ政府の財政政策という為政者の統治の問題に帰着するのである。

---

、意味については Hargreaves [36] Ch.1を参照。

(19) 『鑄貨論草稿』ではそれは政府の「厳正な」管理によって可能であるということが述べられていた。

(20) 本来長期債の基金とダヴナントのいう割符の「基金」とは別のものであり、そうしたことへのダヴナントの理解がここでは不明瞭である。ダヴナントの「基金」の解釈の混乱については5節参照。



彼にとって「信用」は、トレード―「信用」―財政―統治という連関の中に組み込まれているからこそ重要なのであり、また統治論の対象となったのである。だからこそ彼は「信用」を論ずるべきものと考えたのであろう。これは当時の時論的なパンフレットにある「信用」論とは一線を画す。彼は次のようにいう。「信用の復興は、大衆が自らを解放するためにとるべき方策にのみ依存するだろう。」〔5〕p.164「信用の回復は、基本的に、事態を堅固に安定させるような方策に依存しており、それに対して、人々の権利や自由を永遠に安全にするような健全な法律が、よく貢献するだろう。」〔5〕p.165)

こうして彼は、事態が結局は政府の財政政策に依存していると考え、第三考以下で、その具体的な処方策を詳しくとりあげていくことになる。<sup>(21)</sup>すなわち『公収入交易論』では富をもたらすトレードの基礎となる「巨大エンジン」として「信用」を位置づけ、その「信用」が実は公収入という財政上の問題に帰着されることを示し、したがって彼は第二部でトレードについて語る前に第一部で公収入を論ずる必要があったのである。彼は『公収入交易論』第一部第一考で政治算術を「よき統治」のための手段としてとらえ、それ以下で政治算術を用いてその「よき統治」を論ずるとしていた。その直後の第一部第二考にくる「信用」の問題はまさに彼の統治論の要であったといえる。<sup>(22)</sup>

ところで彼の「信用」に対する態度は、ある時期を境にかわる。すなわち「信用」の導入に肯定的なペイパーマネー・マーカンティリストから、「信用」にたいして批判的なカントリ・パンフレッティーアへと。彼のこうした「信用」観の変調こそが、何よりも、彼の「信用」論と統治論との関連の特徴を表わしている。彼の「信用」論が政府の財政に深く依存しており、したがってそれが統治の問題として考えられていたためにこそ彼の「信用」観の変調がおきたのだといえる。以下ではその様子を見ていく。

#### 4 ペイパーマネー・マーカンティリストとしてのダヴナント

1695年の『戦費調達論』〔1〕から1697-8年の『公収入交易論』〔5〕〔6〕〔7〕にいたるまでのダヴナントの場合、彼にとって「信用」の必要性は、主としてトレードに対する貨幣不足の解消であった。貨幣不足の解決策として紙券信用を提案したという点で、ダヴナントはペイパーマネー・マーカンティリストであるといえる。ダヴナントは理想的な貨幣が貴金属貨幣であることを認めつつも、それが不足する場合に紙券信用が有効であることを強調する。そしてダヴナントはその主張をロックやラウンズらによる改鑄論争の中ではじめて行った。それが1695年にかかれた『鑄貨論草稿』〔2〕であり、ここではじめて彼の「信用」論が登場する。

(21) これについては大倉 [12] 参照。

(22) 彼の政治算術とその統治論の関係については拙稿 [11] を参照。またそこではトレードと統治の関係について論じておいた。

改鑄論争およびそれと紙券信用の関連については次のようにまとめることができる。この論争の原因は貨幣不足にある。ウィリアムの戦争下にあったイギリスはフランダースの軍隊に送金をしなければならなかったという短期的な理由と、金と比較した銀の過少評価、そして銀鑄貨の削り取り、またその対策として1663年以降に鑄造された縁付き鑄貨の溶解、そして輸出という長期的な理由の両方によってイギリスの銀鑄貨は国外流出へとむけられていた。<sup>(23)</sup> 短期的な要因はイングランド銀行設立を中心とする一連の公信用制度の確立によって解消されたといえるが、改鑄論争の課題は貨幣不足のもう一つの原因、つまり鑄貨状態の悪化にあった。

この論争のなかでロックは次のようになげている。「鑄貨の溶解」と「我国の地銀の搬出…これらは、われわれがどうもその被害を受けているのではないかと考えられる二つの不都合である」<sup>(24)</sup>。ロックはこれに続いて次のようにいっている。「しかしそのいずれも、提唱されている貨幣の〔呼称の〕変更によっては、少しも除去されたり阻止されたりしないであろう。」「わが国の貨幣をわが国に保持するのは、あるいは保持することを可能にするのは、…もっぱらわが国の貿易差額のみ<sup>(25)</sup>に依存しているのである。」このようにロックは銀の海外流出阻止策として貨幣価値引き上げではなく、貿易差額を稼ぐことをあげている。

他方ラウンズは、貨幣価値引き上げが必要である理由を次のように説明する。「鑄貨における銀の額面価値 (Extrinsic Value) が地金での銀の価格より低ければいつでも、鑄貨は溶解されてきたし、溶解されるであろう」<sup>(26)</sup>。さらに彼は、いまのままの状態では鑄貨はなくなるまで溶解され、輸出されると指摘している。ここで彼が意図するのは決して地銀の市場価格を上回る鑄貨の額面価格ではなく、両者の一致である。彼によれば、「もし鑄貨での銀の価値が (額面上の名称変更 (Extrinsic Denomination) によって) 地金での同じ銀の価値、または市場価格以上に引き上げられれば」そのとき詐取が行われることになり、またもし逆であれば、溶解が生じることになる<sup>(28)</sup>。

このように両者の違いは銀の海外流出にいかに対処するかという点にあり、かたや貿易差額によるしかないといい、かたや貨幣価値引き上げを主張する。しかし、ラウンズの場合にも、国際的にみたイギリスの銀の高騰は負の貿易差額による銀の海外流出によるものであり、真に銀の海外流出を防ぐためには銀の価格を下げるべく貿易差額をプラスにするしかないことを認めている<sup>(29)</sup>。すなわち両者いずれも貨幣＝銀と考え、その海外流出を防ぐのは貿易差額をプラスにすることしかないという点では一致しているといえる。

---

(23) Appleby [27] pp.45-6参照。

(24) Locke [44] p.148訳 p.142.

(25) Ibid., pp.148-9 訳 pp.142-3.

(26) Lowndes [46] p.206.

(27) Ibid., p.40.

(28) Ibid., p.44.

(29) Ibid., pp.42-3.

ではこのとき彼らは紙券信用をどのように考えていたのか。ロックはイングランド銀行設立を推進したウィッグの理論的代弁者であったにもかかわらず、その紙券信用に対する立場はきわめて否定的なものであったといえる。ロックの紙券信用に関する見解は次の引用によく現れている。「信用は、貨幣の不足をしばらくの間幾分かは埋め合わせるであろう。しかし信用はある限られた時間内に貨幣が受け取れるという期待に他ならないので、貨幣を手に入れなければならず、さもないと信用は破産するであろう。<sup>(30)</sup>」これはかれの貨幣観からみて当然の帰結といえる。つまり彼が貨幣＝銀とみなす限り、いかなる貨幣代替物も認められないのである。銀以外の貨幣代替物が認められない限り、貨幣獲得は銀獲得を意味し、それは貿易差額によるしかないことになる。

ラウンズも同様に紙券信用には批判的である。かれは、改鑄のあいだ削損貨幣に対して出される手形をのぞいて<sup>(31)</sup>、貨幣不足が、「どうみても危険である紙券信用」をもたらすという懸念を抱いている。<sup>(32)</sup>そこではなぜ紙券信用が「危険」なのかについては書かれていないが、彼の案の目的が貨幣不足対策としての銀貨幣の流出の阻止にあり、それは逆にいえばかれもロックと同様に貨幣＝銀と考えていたことを示すともいえる。

つまりロックもラウンズも貨幣＝銀と考えており、このことこそが紙券信用の拒否をもたらしたのであろう。これに対してダヴナントは貨幣不足の解決策として紙券信用を積極的に推奨した。

『鑄貨論草稿』や翌年に書かれた『信用論草稿』([3])は『公収入交易論』でまとめられた彼の「信用」論の準備草稿ともいえる。しかし両草稿では『公収入交易論』よりも、「信用」の必要性の理由として貨幣不足がより前面にだされ、またその貨幣不足の原因としての moneyed men もしくは usurer、すなわち高利貸が強く非難されている。しかし両論点は著作ごとの論調の相違があるとはいえ、いずれの著作にも一貫しているものであり、ダヴナントの「信用」論にとって貨幣不足そしてその原因たる高利貸し批判は重要な要素であったといえる。以下、この点を『鑄貨論草稿』、『信用論草稿』を中心にみていきたい。

『鑄貨論草稿』でのダヴナントの主張はロックともラウンズとも異なっている。それを簡単に要約すると以下ようになる。まず第一に、貨幣価値はその自然的・内在的価値 (Naturall and Intrinsic Value)<sup>(33)</sup>によって決まるのだから、ラウンズが提案する(ダヴナント自身は名指しはしていないが)貨幣価値引き上げは、なんら有利なことではなく、むしろ内外の産業、国王の収入、また地主に対して悪影響がある。<sup>(34)</sup>第二に、ロックのいう改鑄案はどうかというと、これも大きな費用がかか

(30) Locke [45] p.15訳 p.239.

(31) Lowndes [46] p.249.

(32) Ibid., p.215.

(33) これは、ダヴナントの言葉によると、「長い間の習慣 (Long Costome) や一般的同意 (Common Consent) によってすべての取引がそれによって行われるところの操作から生じる。」([2] p.15) また、この内在的価値の定義はロックのそれとほぼ同じである。Locke [44] [45] 参照。

(34) [2] p.19.ff.参照。

るし、それをなにも戦時に行うことはなく、その分は「信用 (credit)」—Tallyes, Bank Bills, goldsmithsnotes—で補えばいい。第三に、この悪鑄貨のままで戦争は可能かという問題に対しては、これも「信用」の有効な利用によってのりこえられる。第四に、平時になるまで何をすべきかという、元来自由にしておくべき外国貿易であるが、戦時においては、全般的貿易差額の監視によって保護すべきである。

ダヴナントはこの著作の中で貨幣価値の引き下げにも、引き上げにも、すなわちロック案もラウンス案も批判し、戦時の貨幣不足という事態を「信用」によって切り抜けるべきとしている。すなわちダヴナントが「信用」の必要を論じる第一の理由は貨幣不足であり、それはそこに現存する貴金属量によっては解決できないと考えたことにあるといえる。

ところで、その貨幣不足の原因はここではおもに戦時下でのマイナスの貿易差額とされているし、またこのことは後に至っても重視されるのであるが、ダヴナントはまた moneyed men に対する批判もしている。

戦時における改鑄の費用の負担をめぐる議論のなかで、“moneyed men” と “landed men” が対立的に論ぜられている。後者には「この間ずっと戦争の負担がかかって」おり、「国庫との取引によってこれまでその資産を増やしてきた moneyed men を、landed men を犠牲にしたまま放っておくのは理にかなっているとはほとんど思えない」。また、土地所有者 (owners of Land) は貨幣所有者 (owneres of mony) に比べて、下院でより大きな勢力を持っているのに、それは公正に判断されていない ([2] p.31)。

ここでいう moneyed men が、1694年のイングランド銀行設立によって生み出された長期債保有者、もしくはその利子取得階層、すなわち後にダヴナントが批判する moneyed interest をさしていようと、もしくは『信用論草稿』でしばしば “moneyed men or usurer” として批判される高利貸しのことをさしていようと、この時点では moneyed men 批判が、後のダヴナントのように「信用」にたいする批判と結びつくことはない。<sup>(35)</sup>むしろ「信用」は貨幣不足の解決策として全体を通じて積極的に提唱されている。ここでの moneyed men への批判は、地主中心の議会を無視したモンタギューラジャントウ・ウィッグの、改鑄政策の推進に対する批判と重ね合わされており、後に顕著になってくる公債保有者階層としての moneyed interest 批判とは一線を画している。

この著作ではダヴナントは公債問題をそれほど危機感をもって試みているとはいえず、この点では『信用論草稿』や『公収入交易論』とさえ異なっている。そもそも、ここでは「信用」は貨幣=鑄貨を補足するものとしてでてきたのであり、しかもそれは平時に改鑄するまでの臨時手段としてであったのであるから、『公収入交易論』でみたような「信用」の「基金 (fund)」に対する危機感を示すまでには至っていない。後に彼が償還のための国庫の「基金」が、その少なさを危惧して使っ

(35) 後にダヴナントをはじめとするカントリ・パンフレッティーアたちが批判する moneyed interest がいったいどのような人々によって構成されていたかに関しては次節を参照。

た言葉、「わずかな基金 (remote fund)」は、ここではそれを具体的に構成する削損貨幣を表現する。しかし、彼によれば、「信用」の「基金」はむしろ「評判 (reputation)」によってよりおおく支えられるものであり、「貨幣が悪質であることは、それ〔信用〕をなんら傷つけない」〔2〕 p.42)。かれは、さらにこれを、“publick faith”という言葉でも表現する。

従って、この段階のダヴナントは、翌年の『信用論草稿』、さらにその次の年の『公収入交易論』にみられるような、「信用」の「基金」に対する危機感は抱いておらず、そこには彼がこの著作のはじめの方でみせた、この戦争によって「政治体 (Body Politick) は消耗熱や熱病ほどにも出血をすることはない」〔2〕 p.6) という楽観的態度が投影されている。さらに彼がこの著作で提案する、状況への根本的解決策は、結局のところ次の引用からみられるようにトレードの改善にあるのである<sup>(36)</sup>。「トレードが良くなるまでは、コインを正しくしようというすべての試みは無駄で、成果がでないし、効果なくさらなる貧困と衰弱がもたらされる。そして、賢者 (Wisdom of men)、または自然のコースによってトレードが繕われれば、地金は我々のところに入り、国民の公的・私的ビジネスになんら混乱や負担なしに貨幣は調整される。」〔2〕 p.13)

しかし、『鑄貨論草稿』(1695年11月) から半年後の『信用論草稿』(1696年中ごろ) にかけて彼の見解は多少の変調をみせる。その背景は次のように想像される。『鑄貨論草稿』は、確かに枢密院で報告されたものの、そのときにはすでにロック案による改鑄は決定しており、翌年1696年にはそれは実行にうつされた。<sup>(37)</sup> Horsefield の資料によると、1695年12月には総流通通貨量(紙券も当然含めて) が25,6million (うち旧削損貨幣11,0million) あったのが、1696年6月には16,5million (うち旧削損貨幣2,0million) に激減し(ちなみにその後もしばらく通貨量は漸増するにとどまる<sup>(38)</sup>)、当然これはダヴナントの関知するところであったろう。このような背景のなか、かれは当然貨幣不足をより真剣に受けとめ、批判を moneyed men にむけた。

『信用論草稿』は、『鑄貨論草稿』の議論を受けてはいるものの、そこでの「信用」論の展開は事実上『公収入交易論』のそれと同じである。ただ、『公収入交易論』の場合、「信用」はすでに現実に運用されてきている「巨大エンジン」として、その導入の必要の理由はあまり明確ではない。しかし、『信用論草稿』では上述の背景ゆえに、そこでは貨幣不足から議論は始まり、それはなによりも『鑄貨論草稿』から引き続く貨幣不足という差し迫った現実問題<sup>(39)</sup>に対する解答という形で「信用」が導入される。『公収入交易論』でも『信用論草稿』での貨幣不足論とはほぼ同じ文面がみられるが、これは「信用」を全国隅々まで行き渡らせるべきことを説明する文脈で登場するのであり、

(36) トレードの改善の必要は『公収入交易論』の第二部でも『鑄貨論草稿』と同じ論調で繰り返される。またこれに関しては拙稿 [11] 参照。

(37) Waddell [55] p.52参照。又、改鑄の時の事情については、Appleby [27], Kelly [40], Laslett [42] が詳しい。

(38) Horsefield [38] p.14.

(39) ダヴナントは貨幣不足の結果次の三つを予想している。第一に、地代、地価の下落。第二に、外国貿易と国内製造業の衰退。第三に、租税の不足と国王の収入の減少。Davenant [3] p.70ff.参照。

「信用」の必要性の問題とは直接関係ない。それは次のようなことである。「以前は、イングランドの富は、最近よりもずっと平等に行き渡り、そして王国のそれぞれの地方は、より大きな割合で富をもっていた。…／しかし次第に、この四十年のあいだに、住民、富、国民の取引はこの大都市に集中してきた。ロンドンがほとんどすべての銀正貨の所有者であるとは、今日まで決していわれたことはなかったが、しかし、それが現状であるのではないだろうか。というのは、新しく鑄造されるために地方から国庫へともたらされたすべての貨幣は、地租、内国消費税、またはその他の部類の収入として持ち込まれたものであり、ごくわずかだけが、地方のそれぞれの個人の資産となった。削損貨幣の残りは、この都市の銀行家や商人や *monyed men* の貸付によって持ち込まれた。そしてよく調べれば解るが、地方は、漸次国庫から発行される新しい鑄貨からなんの利益も受けなかった。」([3] pp.73-74 ; [5] pp.158-161. この部分は両文献において、誤字など以外はまったく同じである。)<sup>(40)(41)</sup>つまり、この、ロンドンへの貨幣の集中という点での *monyed men* 批判の文章が、『公収入交易論』では先に述べたような文脈で使われ、他方、『信用論草稿』では、次のような文章を導き出すのである。「貨幣所有者 (*monyed men*) や高利貸 (*usurer*) に貨幣の保有を止めさせ、彼らの現在の利得を放棄させるには、貨幣のかわりになにかを作り出す以外によい方法はないように思える。…これは紙券信用 *paper credit* を復興するよう努力することによってしかなされない。」([3] p.75.)

こうして、ダヴナントの「信用」論は、*monyed men* 批判の文脈から導出されてくるのである。しかし、ここでの *monyed men* とはむしろ貨幣所有者 (*owners of money*)、または貨幣の独占者という性格が強く、債権者＝公債保有者という意味でのいわゆる *moneyed interest* とはちがうように思われる。したがって、『信用論草稿』には、シティの人間という意味で、またジャントウ派の改鑄によって利する貨幣所有階級という意味で、たしかに *moneyed interest* 批判はあるものの公債保有者批判ではない。

とはいえ『信用論草稿』では累積債務に対する批判、解決策はその重要な課題となっている。すなわちこの著作では、彼のいう「信用」が「基金 (*fund*)」に大きく依存しているということ、そしてその充実こそが「信用」にとって不可欠であることが明確にされている。これは先にみた『公収入交易論』とおなじであり、またその「信用」論の草稿的な役割をはたしている。

いずれにせよこの時期のダヴナントの *moneyed men* 批判にしても、「基金」に対する危惧にしても、「信用」そのものへの批判にゆきつくものではなく、彼の主張の眼目はむしろ「信用」の必

(40) 十六・七世紀イングランドの経済成長におけるロンドンの役割はすでに F. J. フィッシャーによって指摘されていた。かれによるとこの時期にさまざまな理由によって多くのジェントリがロンドンにすむようになり、かれらの「衡示的な消費傾向」は奢侈品取引を拡大したのみならず、娯楽施設や住宅などにたいする需要をもたらした。Fisher [34]

(41) カンティロン [28] は『商業試論』の第二部第五章で貨幣が首都へ集中する理由として、家屋税や消費税や地方の首都に対する債務をあげている。

要性を説得することであった。

## 5 カントリ・パンフレッティアーとしてのダヴナント

『鑄貨論草稿』、『信用論草稿』、『公収入交易論』でのダヴナントは、貨幣不足の解決策として「信用」の導入を主張する、ペイパーマネー・マーカンティリストであった。しかしその後彼の「信用」に対する態度は一転し、またそこでは深く政治的色彩を帯びてくる。またそれは彼の経歴ともかかわっているので、以下ここで扱っている時期の彼の政治的略歴を簡単にみておく。<sup>(42)</sup>

名誉革命後新しい内国消費税委員会に選ばれなかった彼は、その後も様々な行政官としての職を得ようとするが、すべてモンタギュによって阻止されてきた。そこで彼は処女作『戦費調達論』によって世にうったえでる。その後彼は同じくモンタギュらコート派であるジャントウ・ウィッグの大改鑄などの政策に対する批判を目的に1695年から1696年にかけて『鑄貨論草稿』、『信用論草稿』を記す。1696年に、『東インド貿易論』を記すが、その内容は直接的に政治的なものではないが、彼が擁護したのは旧東インド会社であり、いわばその敵である新東インド会社にはジャントウが関わっており、よってこの著作もある意味ではジャントウ批判の一翼を担っていたといえる。<sup>(43)</sup> 1697年、リズウィック条約によってようやく九年にわたるウィリアムの戦争が終わると、ダヴナントは新たに人材が必要になると考えたのか、彼は二つの長い著作をかく。つまり1697年と翌年にだされた『公収入交易論』、1699年の『貿易差額論 (An essay upon probable Methods of making a People Gainers in the Balance of Trade)』である。この1699年の著作は基本的に『公収入交易論』の内容をまとめなおしたものと見えるが、しかしその論調には相違がみられる。そしてこの年1699年を境に彼の著作はもっぱら政治的になっていく。しかし、なによりも彼のウィッグ批判は1701年にスペイン分割協定をきっかけに書かれた三つの“Essays”と、やはり同年に書かれた“The True Picture of a Modern Whig”において著しい。

ところで1699年以後の彼の政治思想はカントリ派のそれであった。その政治思想の図式は次のようなものであった。トレードは戦争をもたらし、それが信用、つまり公債によってまかなわれ、ここに「職業的な債権者 (professional creditor) の階層」である moneyed interest ができる。このとき政府は議会から独立に戦費を調達できることになり、最終的な利払いの負担をせおう債務者たる地主 (landed interest) 主導の議会は無能になり、政府は貨幣に依存し、議会を腐敗させ、かくて国制は崩壊する、という図式である。ここではむしろトレードとか信用といった「新しい秩序」にたいしては批判的な立場が示され、とくに moneyed interest を生みだしたイングランド銀行に

(42) 以下の彼の経歴の説明については、Waddell [55] [56] 参照。

(43) Waddell [56] p.281参照。

よって代表される「信用」は、激しい攻撃にさらされた<sup>(44)</sup>。

ところでここでいう moneyed interest とは、ダヴナントが『信用論草稿』で批判していた moneyed men や usurer とは異なるものである。確かに両者が實際上重複することはあったとしてもその性質は全く異なるものであった。moneyed interest とは財政革命によって作り出された階層であった。Dicksonによると、この長期借入れ制度における貸し手、つまり債権者は一定の特徴を持った一つのグループをなしており、ほとんどがロンドン在住の個人投資家であった（やがて機関投資家が増えていくが、少なくともここで扱っている時期には）。すなわちその主要部分はロンドンのブルジョアジー（bourgeoisie）、つまり外国貿易の大商人（merchants）や金融家、小口投資家としては内国商人（tradesmen）、職人、熟練工であった<sup>(45)</sup>。当時の批判の対象とされた moneyed interest とは前者、大口投資家たる大商人や金融家のことであり、その他の小口投資家には寡婦や孤児などの弱者も含まれていた。かつては大儲けによって成り上がった大商人たちはその投資対象として安全な土地を選んだ。しかし土地からの収益が次第に減少するにつれて、かれらはそれに代わる安全な投資先をシティに見い出したのである。Habakkukによれば、「国債が発行されるまで—といえは十七世紀ということになるが—は、大所領を抵当にとるのが、知られている限りほとんどもっとも安全な方法であった。ところが十七世紀の終わりには、広大な、新しい投資の分野が、政府の債券売り出しによってひらかれた。これは安全で、しかも同時に利益の多いものであった。…一六四〇年には、遺産を残すにしても土地に投ずべしとの遺言をつけ、将来子弟の用にあてるために土地財産の形で残した商人たちも、十八世紀初頭には、遺産は国債に投資すべしと遺言したものである。」<sup>(46)</sup> こうして成功した商人は「証券・ジェントルマン」化し<sup>(47)</sup>、かれらを中心に moneyed interest は形成されていったのである。つまり、多大な富を持ち、その投資先に行き詰まった成り上がり商人たちが、名誉革命体制によってもたらされた、シティの新たな投資先へ集まってきたというわけである。この新たな投資先は革命以前のそれとは違って、国庫停止という災難に合うこともない、安定したものとみなされていた。このように moneyed interest とは、コート派であるジャントウ・ウィッグが押し進めた長期債と深く関わっており、それはカントリ派の激しい批判にさらされた。そしてそのカントリ・パンフレッティアーの一人がダヴナントであった。

ところでそのカントリ・パンフレッティアーであるダヴナントは、1699年以後 moneyed interest と、それに深く関わるものとしての「信用」にたいして批判的な態度をとるようになっていった。

まずこの図式らしきものは1699年の『貿易差額改善論』（[8]）においてすでに登場していた。

---

(44) civic humanism と、コート派とカントリ派、moneyed interest と landed interest の関係については拙稿 [11] を参照。

(45) Dickson [31] p.302参照。

(46) Habakkuk [35] p.12訳 pp.33-34参照。

(47) 川北 [17] 第10章「疑似ジェントルマン」の諸形態」参照。



そこでは政府の発行した公債をめぐる債券者と債務者の区別が明確にされている。ダヴナントがいうには、「今のイングランドのように、ある人々が他方の人々に税を払っているようなすべての国民について疑いなくこの区別がなされる。債権者は政府と取り引きする銀行、あらゆる貸し手、さらにイングランド名で国家に金を貸している多くの外国人である。借り手は、その地代の五分の一ないし六分の一が年々の国の業務の抵当にされてしまっている地主 (landed men) である」 ([8] pp.296-7)。さらに続けてダヴナントはこうした状況を批判する。「このようにほとんど全イングランドは正確に債務者と債権者に分けられ、これは長く費用のかかる戦争の間不可避である。しかし、疑いなくこの区分を長く続けさせることは賢明でも安全でもありえない。」 ([8] p.297) またそれとは関連づけられていないもののそうした公債の発行の原因たる戦争の遂行を押し進める好戦主義的な党派としてのコート、それに反対の立場をとる党派としてのカントリがえがかれている。またこの著作は基本的に1698年の『公収入交易論』の要約または解説の意図をもってかかれたのであり、したがってトレードにたいしても積極的であるが、しかし『公収入交易論』できわめて重要視され、トレードの基礎として位置づけられていた「信用」に関する議論がほとんどされていないことも示唆的である。

1701年になるとダヴナントは“The True Picture of a Modern Whig” ([10]) というきわめて論争的なパンフレットを書いて、コート派である“モダン・ウィッグ”すなわちジャントウ・ウィッグをカントリ派の立場から批判する。ダヴナントは“モダン・ウィッグ”に次のように言わせている。「我々の党派は長く、血みどろの、費用のかかる戦争によってしか利益を得られない」 ([10] p.134)。これは単なるジャントウ派の好戦主義への批判ではなく、戦争によって生み出された長期債によって利益を得ていることに対する批判である。引き続き“モダン・ウィッグ”は名誉革命後富んだのに対し、“オールド・ウィッグ”すなわちカントリ派は熱心なウィッグであるにもかかわらず状態は悪化しているという。オールド・ウィッグが原理におけるウィッグなら、モダン・ウィッグはインタレストからのウィッグであるとされる。こうした“モダン・ウィッグ”のもたらしたものは、新しい租税と、イングランド銀行と、新東インド会社であったとしている<sup>(49)</sup>。

1701年には三つの“Essays”も書かれたが、なかでも『勢力均衡論』“An Essay upon the Balance of Power” ([9]) では「信用」が明確に批判されている。この著作は、1700年のスペイン分割協定によって、フランスの権力が大きくなり、「普遍君主国」が作られることになり、これによってヨーロッパの勢力均衡が崩されることを懸念して書かれた。この著作の中で彼は次のようにいっている。「我々の自由の基礎そのものが、大胆な企てによって攻撃を受けてきた。その企てとは、最近、この議会の議員選挙において、選挙区を買収するというものである。…/何年ものあいだ、選挙区を買収はそこここで企てられてきたが、今回ほど不満の声が高まったことはなかった。いま

(48) Davenant [10] pp.137参照。

(49) [10] pp.145-6参照

や、東西南北からその叫びは聞こえる。／イングランド銀行や新東インド会社の巨額の債権をもっている人々は、こうした事態においてとくに非難されている。…／この種のすべての会社が選挙へ影響を与えるのを防ぎ、干渉して、用心しようではないか。イングランド銀行、新東インド会社が、イングランドの国制や自由に対立する彼らの interest や強さを結集するようなことがみられないようにしようではないか。」（〔9〕 pp.326-327）

これは、ある意味では典型的なカントリ図式にのっとりたコート批判， moneyed interest 批判である。ここで「債権 (stocks)」として表現されているものは、政府が戦費調達のためにとった長期債政策の結果もたらされたものであった。ここでは、“moneyed” という言葉こそつけられていないが、“interest” の示す意味は、“moneyed interest” であり、ここではそれへの批判が、「国制」や「自由」の擁護というカントリ・イデオロギーと結び付けられている。

彼は、さらにつぎのようにいっている。「interest や counsels に結集する人々が、地主 (landed men) の選挙区において、その権力を地主ととって替えてしまうようなことがないように、立法権は注意することが望まれる。というのは、もしそうなれば、我々の国制はまったく変わってしまうだろうし、もはや真の代議制ではなくなってしまうからであり、また、この王国の本当の強さは土地にあるからである。土地は、トレードへの我々の関心や、ストックや割符によって得られると考えられている新しい富 new wealth よりも、ずっとすぐれているのであり、もっと考慮されるべきである。」（〔9〕 p.328<sup>(50)</sup>）

ここではストック＝公債批判のみならず、かつて彼がもっとも重要であると考えたトレードや、「信用」論でその「信用」の主要なものとして推奨した割符までもがここでは批判の対象になっている。たしかに彼が批判する moneyed interest は長期債がもたらしたものであり、批判すべきは短期債である割符ではなく、長期債にある。それなのになぜ彼が割符を批判したのかという理由は、さきにみた『貿易差額改善論』のなかに見いだされる。彼は国民が債務者と債権者に分かれたることを説明するなかで、次のようにいう。「国家が大きな額を借りるとき、そしてさまざまな基金 (funds) にもとづく割符を発行するとき、ふつう政府が借金しているといわれる。しかし、実際にはそうではなく、より正確にいえばこれらの基金は一国を二つの階層即ち債権者と債務者に分けているのである」（〔8〕 p.296）。彼が見ている債権者と債務者という階層は財政革命によってもたらされた長期債がつくりだしたものであり、本来短期債である割符は関係ない。ところがこの文面を見る限り彼は債券者という利子所得者階層、すなわち moneyed interest をつくりだした原因として割符をも考えていることがわかる。このことは長期債の累積という公信用制度への不満が、元来それとは一線を画されるべき紙券信用にまでむすびつけられてしまっていることを示している。こ

---

(50) counsels とはコート派主導の council of trade をさすと考えられる。彼は、例えば Essay on Publick Virtue [4] で council と counsel を混ぜて使っている。このことについては拙稿 [11] 注 (48) 参照。

こにも、のちに述べるように、彼の「信用」論の特性がでている。彼のいう「信用」が割符という一種の公債をその主な内容としていたために、公信用制度が「信用」そのものへの批判へと結びつきやすくなってしまふのである。

かくして彼は“paper credit”を次のように批判する。「大賛辞でもって、自慢げに作り出された紙券信用 (paper credit) がもたらしたものは、国民を寝静まらせたことでしかない。…それは、しばらくのあいだ患者を静める鎮静剤ではあるが、病気を直すことはしない…。この架空の富は、突然の大惨事のショックに耐えられるのだろうか。」([9] p.329) こうした紙券信用への批判は、『公収入交易論』に至るまでのダウナントには想像し難いものである。

## 6 ダウナントの「信用」論とその特徴

このようにダウナントの「信用」観は1699年前後を境に大きく変化する。それぞれを見てみればはじめがペイパー・マネー・マーカントリストのひとりとして「信用」に対して積極的であり、その後は典型的なカントリ・パンフレッティアーとして「信用」に批判的になる。それは単なる時論にながされた日和見論者のようにも見える。しかしそれは必ずしも彼の「信用」論が変化したとか、一貫していなかったことを示しているのではない。むしろそこでは彼の統治論の一部としての「信用」論が基底に貫いているといえる。彼のいう「信用」とは主に割符であり、その管理は為政者の役割とされている。先にも見たように、ダウナントの「信用」論では割符の十分な「基金」は「信用」の健全性を意味し、その維持は為政者の役割とされている。逆にいえば為政者がその仕事をなまけ、割符の「基金」が不十分になれば、「信用」そのものも不健全になるといえる。いわばこの後者の状態が1699年以降のダウナントの「信用」観であるといえる。2節で示したように、1697年から1701年のあいだに財政革命はイングランド銀行や新東インド会社を通じて膨大な量の長期債をもたらし、その利子支払いが国家財政をきわめて悪化させ、monyed interest という利子所得者階層間で作り出した。ここで問題となるのは長期債であるが、さきにみたように割符の「基金」の悪化と長期債の累積を同質のことと考えるダウナントにとっては、そこでの「信用」は無論健全ではありえなかった。『公収入交易論』に至るまではまだかれは財政の状態の改善は可能と考え、それだからこそあれだけ詳細な財政の改善策を示す必要を感じ、またそれが効果をもたらすと考えたのであった。<sup>(51)</sup> こうした彼の楽観的態度はしばしば指摘されてきたし、<sup>(52)</sup> またそれは彼の為政者に対する信頼と裏表の関係にあったといえる。『公収入交易論』までのダウナントの楽観的態度が彼の為政者に対する信頼を可能にしたといえる。そしてその楽観的態度を大きく揺さぶり、強

(51) これに関しては『公収入交易論』の第一部、さらに大倉 [12] 参照。

(52) Hargreaves [36] は彼の財政問題に対する楽観的態度を、Schacht [53] は通貨量の問題についてのその悲観的でない態度を指摘している。

い危機観をもたせたのはなによりも長期債の累積であった。長期債が累積し、moneyed interestのような階層までも作り出すようになると、ダヴナントはそれをただ批判するしかなくなってしまったといえる。彼にとってもはや改善は不可能になってしまったのである。

すなわちペーパー・マネー・マーカンティリストからカントリ・パンフレッティエアへの「信用」観の変調は、彼自身の統治論（「信用」論を含めた意味での）そのものの変更ではなく、その財政革命への対応、もしくは反応といえる。『公収入交易論』にいたるまでのダヴナントは、為政者が政治算術を用いることによって、「信用」にいかようにも対処することができると考えていた。しかし、事態はダヴナントの期待を裏切り、少なくとも“Essays”が書かれた時点では彼はただ事態を批判し憂うしかなかったのであろう。これは「信用」を統治の問題として考えた彼の「信用」論の特徴であり、またその挫折であったといえる。ただ我々はこうした彼の「信用」論の限界とか、不備を見いだすのみではなく、当時ほとんど時論としてのみ語られた「信用」という問題を、統治論という体系の中で扱ったその意義を見直す必要があるのではないだろうか。Letwin [43] が見たいくつかの「科学的な」経済分析の試みの一つとして見ることはできないだろうか。また、ダヴナント自身にしても単に挫折しただけでなくその後も彼の統治論、「信用」論をくりひろげていくのであり、その検討は今後の課題として残される。

#### 参 考 文 献

- [1] Davenant, C., An Essay upon Ways and Means of supplying the War, 1665, in *The Political and Commercial Works of that celebrated Writer Charles D'avenant, LL. D./Relating to the Trade and Revenue of England, the Plantation Trade, the East-India Trade, and African Trade./* Collected and Revised by Sir Charles Whitworth./In Five Volumes, London, 1771 (以下 Works と省略する), vol.1.
- [2] \_\_\_\_\_, Memorial Concerning the Coyne of England, 1695, in *Two Manuscripts by Charles Davenant*, ed. by A.P.Usher, 1942 (以下 *Two Manuscripts* と省略する).
- [3] \_\_\_\_\_, A Memorial Concerning Credit and the Means and Methods whereby it may be Restored, 1696, in *Two Manuscripts*.
- [4] \_\_\_\_\_, Essay on Publick Virtue, 1696, in *Manuscript No.60*, in University of London Library.
- [5] \_\_\_\_\_, Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England, first part, 1697, in *Works*, vol.1.
- [6] \_\_\_\_\_, second part, 1698, in *Works*, vol.1.
- [7] \_\_\_\_\_, in *Works*, vol.2.
- [8] \_\_\_\_\_, An Essay upon Probable Methods of Making a People Gainers in Balance of Trade, 1699, in *Works*, vol.2.
- [9] \_\_\_\_\_, Essays upon the Ballance of Power, 1701, in *Works*, vol.3.
- [10] \_\_\_\_\_, The True Picture of a Modern Whig, 1701, in *Works*, vol.4.
- [11] 伊藤誠一郎「チャールズ・ダヴナントにおける統治と経済」『三田学会雑誌』85巻2号, 1992年
- [12] 大倉正雄「財政理論家としてのチャールズ・ダヴナント」(一)～(四)『拓殖大学論集』, (一)から順に No.158, 1985年, No.162, 1986年, No.176, 1989年, No.184, 1990年。

- [13] \_\_\_\_\_ 「チャールズ・ダヴナントの財政政策論」小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』昭和堂、1988年。
- [14] \_\_\_\_\_ 「ウィリアム・パルトニの公債政策論」(一)～(三)『拓殖大学論集』, (一)から順に No.193・194, 1991年, No.199, 1992年, No.201, 1993年。
- [15] \_\_\_\_\_ 「ウォルポール時代の税制改革論争(一)」『拓殖大学論集』No.207, 1994年。
- [16] 大塚久雄「信用関係の展開」『大塚久雄著作集』第五卷, 岩波書店, 1969年。
- [17] 川北稔『工業化の歴史的前提』岩波書店, 1983年, 第十章「疑似ジェントルマン」の諸形態」参照。
- [18] 小林昇『小林昇経済学史著作集』第3・4巻, 未来社, それぞれ1976年, 1977年。
- [19] 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会, 1968年。
- [20] 杉山忠平「チャールズ・ダヴナントの貨幣論」『金融経済』17号, 1952年。
- [21] \_\_\_\_\_ 『イギリス信用思想史研究』未来社, 1963年。
- [22] 隅田哲司『イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房, 1971年, 149-150頁。
- [23] 関口尚志「十七・八世紀イングランドにおける信用の構造と収税の機構」『史学雑誌』68巻7号, 8号, 1959年。
- [24] 浜林正夫『イギリス名誉革命史』(下)未来社, 1983年。
- [25] 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社, 1976年。
- [26] 舟場正富『イギリス公信用史の研究』未来社, 1971年。
- [27] Appleby, J.O., Locke, Liberalism and the Natural law of Money, in *Past and Present*, No.71, 1976.
- [28] Cantillon, R., *Essai sur la nature du commerce en general, Traduit de l'anglais*, London, 1755. 津田内匠訳『商業試論』名古屋大学出版会, 1992年。
- [29] Clapham, J.H., *The Bank of England, A History*; 2vols., Cambridge, 1944. 英国金融史研究会訳『イングランド銀行—その歴史—』ダイヤモンド社, 1970年。
- [30] Dickinson, H.T., *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth Century Britain*, Mathuen, London, 1977.
- [31] Dickson, P.G.M., *The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit 1688-1756*, MacMillan, New York, 1967.
- [32] Fay, C.R., Locke versus Lowndes, *The Cambridge Historical Journal*, vol.4, no.2, 1933.
- [33] Feiling, K., *A History of the Tory Party*, Oxford, 1924, p.276.
- [34] Fisher, F.J., The Development of London As a Center of Conspicuous Consumption in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, in *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th series, vol.30, 1948. 浅田実訳「十六・七世紀の顕示的消費の中心地ロンドンの発達」『十六・七世紀の英国経済』, 未来社, 1971年, 所収。
- [35] Habakkuk, H.J., English Landownership, 1680-1740, in *The Economic History Review*, vol.10, no.1, 1940. 川北稔訳『十八世紀イギリスにおける農業問題』未来社, 1967年, 所収。
- [36] Hargreaves, E.L., *The National Debt, Edward Arnold*, London, 1930, 一の瀬他訳, 『イギリス国債史』新評論, 1987年
- [37] Heckscher, E.F., *Mercantilism*, London, Allen, 1914.
- [38] Horsefield, K., *British Monetary Experiments, 1650-1710*, London, 1960.
- [39] Jones, D.W., *War and Economy*, Oxford, 1988.
- [40] Kelly, P.H.(ed), *Locke on Money*, 2vols, Oxford, 1991.
- [41] Kramnick, I.F., The Ambivalence of the Augustan Commonwealthman, in *Bolingbroke and His Circle: The Politics of Nostalgia in the Age of Walpole*, Harvard University Press, 1968
- [42] Laslett, P., John Locke, the Great Recoinage, and the Origins of the Board of Trade: 1695-

- 1698, *William and Mary Quarterly*, Ser.3, No.14, 1957.
- [43] Letwin, W., *The Origins of Scientific Economics, English Economic Thought 1660-1776*, 1963.
- [44] Locke, J., Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, London, 1692, in *Several Papers relating Money, Interest and Trade & c.* London, 1696. 田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』東京大学出版会, 1978年, 所収。
- [45] \_\_\_\_\_, J., Further Considerations concerning Raising the Value of Money, London, 1695, in *Several Papers*. 田中・竹本前掲訳所収。
- [46] Lowndes, W., Report Containing an Essay for the Amendment of the Silber Coins, London, 1695, in *Select Collection of Scarce and Valuable Tracts on Money*, ed.by John R. McCulloch, 1856.
- [47] Monroe, A.E., *Monetary Theory Before Adam Smith*, New York, reprint, 1966.
- [48] Pocock, J.G.A., From the First Whigs to the True Whigs, in *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge, 1985.
- [49] \_\_\_\_\_, Neo-Machiavellian Political Economy ; The Augustan Debate over Land, Trade and Credit, in *The Machiavellian Moment ; Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press, Princeton and London, 1975
- [50] \_\_\_\_\_, Machiavelli, Harrington, and English Political Ideologies in the Eighteenth Century, in *Politics Language and Time*, 1960, The University of Chicago Press.
- [51] Schacht, H., *Des theoretische Gehalt des englischen Merkantilismus*, Berlin, 1900. 川鍋正敏『イギリス重商主義理論小史』未来社, 1963年。
- [52] Schumpeter, J.A., *History of Economic Analysis*, 1954, repr. 1976, 東畑精一訳『経済分析の歴史』全7巻, 岩波書店, 1955-62年。
- [53] Show, W.A., The Treasury Order Book, in *Economic Journal*, 1906.
- [54] Usher, A.P., introduction, in *Two Manuscripts by Charles Davenant*, ed.by A.P.Usher, 1942.
- [55] Waddell, D.A.G., *The Career and Writings of Charles Davenant*, unpublished D.Phil.thesis, Bodleian Library, Oxford, 1954.
- [56] \_\_\_\_\_, Charles Davenant-A Biographical Sketch, *The Economic History Review*, 2nd ser., vol.11, 1959.

(経済学部研究助手)